



NEWS LETTER



NO

60

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL:086-230-1316 FAX:086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp 2022年8月発行



2022 年度活動スタートしています!!

消費者ネットおかやま第 15 回総会を開催しました。

6月4日(土) 新型コロナウイルス感染防止対策を実施し、オンライン出席も認める総会運営で、2021 年度事業報告や決算、定款変更などのすべての議案が承認可決されました。

日時 2022年6月4日(土) 13時30分~14時30分

会場 オルガホール

出席 本人出席 25名 (会場 19名、オンライン 6名)

書面出席 40名、委任出席 14名 合計 79名 (正会員 115人の内出席率 68.7%)



司会の萩原美江理事より開会時の出席状況と定款に基づき成立していることの報告後、議長に正会員の加藤航平氏を選出し議事に入りました。

はじめに、河田英正理事長より、法人設立 15 回目の総会であること、成年年齢引き下げ等で消費者被害の増加が懸念されること、昨年に続きオンライン含む多くの出席があり感謝を表したい、積極的な関与と充実した審議をお願いしたいとの開会挨拶がありました。

今回は来賓出席を行わず、岡山県県民生活部くらし安全安心課課長の塩飽成史氏等からのメッセージが紹介されました。続いて、赤澤事務局長より、第1号議案から第4号議案まで一括して提案を行いました。



- | | |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 2021年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 2021年度決算承認の件 |
| 第3号議案 | 役員補充選任の件 |
| 第4号議案 | 定款の一部変更の件 |



内閣総理大臣認定 適格消費者団体

成年年齢引き下げ前に啓発活動に取り組んだこと、改正特定商取引法・預託法の施行、消費者契約法の改正が5月25日国会で可決成立したこと、デジタル化の進行やコロナ禍で、消費者を取り囲む環境が大きく変化しており、消費者被害が後を絶たないことを報告しました。差止請求関係業務は問合せ・照会2件、申入れ13件、提訴2件を行い、前年からの訴訟とあわせて3件を係争中で、申入れと差止請求 合計18件と目標20件には届かなかったものの検討委員の皆様のご努力で奮闘しました。情報提供は前年大幅超過の61件でした。啓発活動はコロナ禍の影響で岡山県見守りカアップ講座は12講座を実施、岡山市消費者教育担い手育成講座は3年連続で受託し、岡山県消費生活相談員等レベルアップ研修事業も受託実施しました。成年年齢引き下げを前に、消費者月間講演会の開催や県立高校と協力し動画作成した取り組み等の報告を行いました。岡山県県民生活部くらし安全安心課・岡山県消費生活センターとの定期協議は年2回が定着し、県内9消費生活センター訪問等で相互理解を深めたことが情報提供につながり、関係づくりが前進しました。また、インシッパ差止請求訴訟とGRACE 差止請求訴訟の中間報告が代理人弁護士より行われました。



2022年活動計画について、特定適格消費者団体認定をめざして検討を行い、差止請求業務を積極的に行うこと、引き続き岡山県見守り力アップ講座の受託や、新規会員獲得・寄付金の積極的な呼びかけ等の計画が報告されました。

最後に採決に入り、全議案が賛成多数で可決、報告事項が承認され、総会を終えました。

2022年度 岡山県委託事業「見守り力アップ講座」開催中

「見守り力アップ講座」の開催を通じて、消費者被害の未然防止や遭遇した時の対処方法等を発信していきます。「第4次岡山県消費生活基本計画」の重点としている地域の見守り活動の前進や見守りネットワークづくりの構築に向けて、県と協力しながらすすめています。開催のお問い合わせは、消費者ネットおかやま事務局まで。

開催日時	会場	主催団体	主な参加者	参加人数	講師
6/6(月) 13:45~	オアシス早島	県消費生活問題研究協議会 早島支部	会員	23人	高原佐知 司法書士
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育研修会として会員（70代）を対象に開催。高齢者に多い消費者トラブル事例や見守りネットワークの概要、見守りのポイント等を紹介し、困ったときは身近な人や消費生活センターに相談することを呼びかけ、有意義だったとの評価が得られた。 ○ 感想等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者トラブルにあったら、自分だけで悩まず相談するべきだと思った。高齢の母が一人暮らしなので話したい。 ・ 何度もくり返し聞くのがいい。日ごろのおしゃべりに取り入れたい。 			
6/27(月) 10時~	コープ北畝	おかやまコープ 倉敷エリア	組合員	12人	國塩香 消費生活相談員
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動を担う組合員を対象に企画。高齢者等の消費者被害の現状や具体的な事例、トラブル時の対処方法、見守りネットワークの概要など一人ひとりが自身や地域でできることを講義して大変好評だった。 ○ 感想等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容が具体的で、解決方法や連絡先を教わり、とても有意義だった。相談先があることが心強い。 ・ 通販サイトを利用するので、教わったポイントの記載があるかどうか確認してから利用したい。娘にも伝えようと思う。 			

◆差止請求訴訟の経過について◆

相手方 事業者	差止請求訴訟の内容	経過
株式会社インシップ 健康食品 「ノコギリヤシエキス」販売事業者 新聞広告表示 「中高年男性のスッキリしない悩みに」 「☑️早く降りたくてソワソワ」 「🌀何度も…ソワソワ」 男性がソワソワしているイラスト表示	健康食品「ノコギリヤシエキス」新聞広告が、消費者に対し医薬品的な頻尿改善効果を表示し、景品表示法5条1号が禁止する優良誤認表示にあたるため改善を求め2019年7月12日に文書を送りました。 しかし、受取を拒否されたため、広告表示の差止めを岡山地方裁判所に提訴しました。 【争点】 ① ノコギリヤシエキスの広告が、医薬品的な効果効果があると表示をしているか ② ノコギリヤシエキスに頻尿改善効果があるか疑わしいのに、広告が一般消費者に頻尿改善効果があると誤認させるか 13回の期日が終了し、9月に判決予定です。	2020年2月19日提訴 …2022年5月10日(金) 第13回期日 弁論準備手続終了 6月21日 弁論終結 9月20日(火) 13:15～ 判決予定
株式会社 GRACE 健康食品 ネット販売事業者	【1次訴訟】 健康食品(商品名：麴の贅沢生酵素 など)インターネットの定期購入契約表示で、「定期コースのご解約はいつでも可能です」としながら電話が全くつながらない、などの事例が多数発生しました。消費者契約法4条1項に違反していると考え、契約解除条項使用等の差止訴訟を岡山地方裁判所に起こしました。第4回期日後に、GRACE側がHPの閉鎖を行い、問題契約広告の表示が閲覧できなくなった為、訴えの取り下げを行いました。 【追加訴訟】 また、同社は支払済商品代金の不当請求：2年前の支払済商品代金の再請求)を行っており、3月31日に不当請求行為の差止を追加で提訴し、係争中です。	2021年7月30日提訴 2022年4月13日(水) 第4回期日 口頭弁論期日終了 5月11日(水)訴えの取り下げ 【追加訴訟】 不当勧誘行為差止・予防措置請求 2022年3月31日提訴 2022年7月20日 第2回期日 書面準備 次回期日 10月11日 11:00～

2022年度 主な差止請求・申入れ・照会活動

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
県内 結婚式場 S社 2019/07/11～	結婚式場のキャンセル料について、式当日まで1年以上あるのに高額な解約金を請求されたと情報提供があり、違約金が消契法9条1号平均的損害を超える疑いがあり、質問書を送付し、回答が届きました。その後複数回の質問書を発送、その他の情報を得て検討中。	対応検討 継続中

(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額 3000 円(初回 0 円)まるっと全身脱毛を 6 ヶ月で」の HP 広告を見て来店したところ 3300 円 36 回払い総額 118800 円の説明を受けたと情報提供があり、表示根拠資料の提供を求め質問書を送付。申入書送付し、改善回答があるも問題表示が残り、9/17 再申入書を送付しました。	10/29 改善検討中の連絡あり。 事業者回答待ち
健康美人研究所(株) 2021/6/10～	インターネットのシャンプー広告表示が、①販売実態のない価格を比較対象として表示し有利誤認表示に該当する。②解約方法が一般消費者に分かりづらく特商法に反する。③メールでの解約時に身分証の提示が必要とするのは、消契法に反すると申入れ、一部改善されました。しかし「定期購入なし」と表示しながら、2 回目(まとめて 3 個配送合計約 4 万円)を購入しないと解約できない仕組みになっています。3 月 10 日に再度改善申入書(3)を送付し、5/6 に回答が届きましたが、違法と考えられる部分が残るため、再度申入書を検討しています。	事業者回答一部改善。 申入書(3)送付 5/6 回答書到着 申入書(4)検討中
積水ハウス不動産 中国四国(株) 2021/11/12～ 2022/4/12	賃貸借契約約款の中に、「賃料の支払いを 2 か月以上怠ったときに、通知催告を要せず賃貸借契約を解除することができる」旨の契約条項が使用されており、消契法 10 条に抵触していると考え、改善を求める申入書を送付し、約款が変更されました。	改善確認済 交渉終了
県内 配置薬訪問販売 K 社 2022/1/12	石鹸・健康食品・置き薬を訪問販売し、高齢の消費者が断っているのに、石鹸や配置薬を顧客宅に強引に置いて帰り後日請求するとの情報提供がありました。特商法、消契法に抵触していると考え、1 月 12 日に改善申入れを行い、1 月 17 日回答が届きました。 その後、3 月末から 4 月に強引な勧誘行為が継続しているとの情報が消費者から寄せられ、対応を検討中です。	一旦改善内容確認。 再度の不法行為情報に対し、 再対応検討中
鳥取瓦斯産業 (株)2021/8/5～	LP ガス供給契約書の違約金条項が消費者に一方的に不利益な内容があるとの情報提供が消費者から寄せられ、書面開示依頼を行いました。2021 年 8 月 26 日に提供された書面を検討し、2022 年 6 月 9 日に消契法 10 条違反の内容の改善を求め、申入書を送付しました。 事業者から 7 月 12 日に「連絡書」が届き、契約書の入手元の開示を求め、ライバル会社の利益のために当ネットが活動を行っているとの疑問視した内容でした。情報の入手元は開示できないこと等の連絡文を準備しています。	連絡文準備中 継続中
ADW 株式会社 (ウェブサイトを KADODE)	不用品回収サービス事業者 https://kado-de.jp/ を運営)へ、インターネットの広告画面が景表法・消契法・特商法へ違反している疑いがあり、3/30 申入書を送付しています。	事業者回答待ち

■全国適格消費者団体トピックス■

6 月 15 日「消費者ネットワークかごしま」が 適格消費者団体に認定されました。

これで、全国の適格消費者団体は 23 団体、被害回復訴訟のできる特定適格消費者団体は 4 団体となりました。

[適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま - 豊かな消費生活をサポート \(net-kagoshima.com\)](http://net-kagoshima.com)

